

新旧対照表

○児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十条第一項の規定による療育の給付（以下「療育の給付」という。）、第二十二條第一項の規定による助産施設における助産の実施及び第二十三條第一項の規定による母子生活支援施設における母子保護の実施（以下「助産施設等における助産等の実施」という。）、第二十七條第一項第三号又は第二項の規定による措置、第二十九條の規定による調査及び質問、第三十條の規定による同居児童の届出、第三十一條の規定による在所期間の延長、第三十三條の規定による児童の一時保護並びに第三十三條の六第一項の規定による児童自立生活援助の実施（以下「児童自立生活援助の実施」という。）並びに第五十六條第二項の規定による費用の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>一部改正〔平成一〇年規則三七号・一二年一〇九号・一三年六一号・一四年四九号・一七年八二号・一八年五五号・二〇年二号・二二年五四号〕</p> <p>第二条から第六条まで 削除 〔平成一八年規則五五号〕</p> <p>(療育の給付)</p> <p>第七条 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下「施行規則」という。）第十条第一項の規定による申請は、療育給付申請書（別記第十五号様式）に法第二十条第四項に規定する指定療育機関（以下「指定療育機関」という。）の医師の作成した療育給付意見書（別記第十六号様式）、世帯調書（別記第十六号様式の二）並びに療育の給付を要する児童及びその扶養義務者が次の各号に掲げる者であるときは当該各号に定める書面を添えて行うものとする。</p> <p>一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）被保護者であることを証する書面</p> <p>二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四條第一項に規定する支援給付（以下「支援給付」という。）を受けてい</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十条第一項の規定による療育の給付（以下「療育の給付」という。）、第二十二條第一項の規定による助産施設における助産の実施及び第二十三條第一項の規定による母子生活支援施設における母子保護の実施（以下「助産施設等における助産等の実施」という。）、第二十七條第一項第三号又は第二項の規定による措置、第二十九條の規定による調査及び質問、第三十條の規定による同居児童の届出、第三十一條の規定による在所期間の延長、第三十三條の規定による児童の一時保護並びに第三十三條の六第一項の規定による児童自立生活援助の実施（以下「児童自立生活援助の実施」という。）並びに第五十六條第二項の規定による費用の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>一部改正〔平成一〇年規則三七号・一二年一〇九号・一三年六一号・一四年四九号・一七年八二号・一八年五五号・二〇年二号・二二年五四号〕</p> <p>第二条から第六条まで 削除 〔平成一八年規則五五号〕</p> <p>(療育の給付)</p> <p>第七条 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下「施行規則」という。）第十条第一項の規定による申請は、療育給付申請書（別記第十五号様式）に法第二十条第四項に規定する指定療育機関（以下「指定療育機関」という。）の医師の作成した療育給付意見書（別記第十六号様式）、世帯調書（別記第十六号様式の二）並びに療育の給付を要する児童及びその扶養義務者が次の各号に掲げる者であるときは当該各号に定める書面を添えて行うものとする。</p> <p>一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）被保護者であることを証する書面</p> <p>二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四條第一項に規定する支援給付（以下「支援給付」という。）を受けてい</p>

る者 支援給付を受けていることを証する書面

三 当該申請をしようとする日の属する年度分（課税額が判明しない期間にあつては、当該日の属する年度の前年度分とする。以下この項及び別表第一において同じ。）の市町村民税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項第一号に規定する市町村民税をいう。以下同じ。）の非課税者（前各号に掲げる者を除く。） 当該日の属する年度分の市町村民税が非課税であることを証する書面

四 当該申請をしようとする日の属する年度分の市町村民税の課税者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。） 当該日の属する年度分の市町村民税の課税額を証する書面

（削る。）

（削る。）

2 知事は、療育の給付を行わないことを決定したときは、療育給付却下通知書（別記第十七号様式）により、当該療育の給付を申請した者に通知するものとする。

一部改正（平成一四年規則四九号・一八年五五号・二〇年二号・六八号・二二年五四号・二四年五七号・二六年五二号）

る者 支援給付を受けていることを証する書面

三 当該申請をしようとする日の属する年度分（課税額が判明しない期間にあつては、当該日の属する年度の前年度分とする。以下この号、次号、第六号及び別表第一において同じ。）の市町村民税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項第一号に規定する市町村民税をいう。以下同じ。）の非課税者（第一号及び前号に規定する者を除く。） 当該日の属する年度分の市町村民税が非課税であることを証する書面

四 当該申請をしようとする日の属する年の前年分（課税額が判明しない期間にあつては、前々年分とする。以下この項及び別表第一において同じ。）の所得税（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）に基づき計算された所得税をいう。第六号、第九条第三項第六号、第十九条の二第二項第六号並びに第二十二條第一項第六号、第二項第六号、第三項第六号及び第四項第六号を除き、以下同じ。）が非課税である当該日の属する年度分の市町村民税の課税者（第一号及び第二号に規定する者を除く。） 当該日の属する年の前年分の所得税が非課税であることを証する書面及び当該日の属する年度分の市町村民税の課税額を証する書面

五 当該申請をしようとする日の属する年の前年分の所得税の課税者（第一号から第三号まで及び次号に規定する者を除く。） 当該日の属する年の前年分の所得税の課税額を証する書面

六 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号。以下「改正法」という。）第一条の規定による所得税法第二条第一項及び第八十四条の規定の改正が行われなかつたものとして当該申請をしようとする日の属する年の前年分の所得税の額を計算した場合に所得税が課されないこととなる者のうち、当該日の属する年度分の市町村民税の課税者（第一号及び第二号に規定する者を除く。） 当該日の属する年の前年分の所得税（第四号に規定する所得税をいう。）の課税額を証する書面及び当該日の属する年度分の市町村民税の課税額を証する書面

2 知事は、療育の給付を行わないことを決定したときは、療育給付却下通知書（別記第十七号様式）により、当該療育の給付を申請した者に通知するものとする。

一部改正（平成一四年規則四九号・一八年五五号・二〇年二号・六八号・二二年五四号・二四年五七号・二六年五二号）

(療育の変更)

第八条 指定療育機関は、施行規則第十条第二項に規定する療育券（次項において「療育券」という。）に記載された事項の変更を必要とするときは、当該指定療育機関の医師の所見を記載した療育変更協議書（別記第十七号様式の二）により知事にその旨を申し出なければならない。

2 知事は、前項の療育変更協議書を受理した場合において、療育券に記載された事項を変更する必要があると認めるときは、療育変更承認書（別記第十七号様式の三）を当該指定療育機関に送付するものとする。

全部改正（平成一八年規則五五号）

(助産施設等における助産等の実施)

第九条 法第二十二條第二項に規定する申込書は、助産施設人所申込書（別記第十八号様式）とする。

2 法第二十三條第二項に規定する申込書は、母子生活支援施設人所申込書（別記第十九号様式）とする。

3 施行規則第二十二條第四項に規定する書類は、世帯調書並びに前各項に規定する申込書（以下この条において「申込書」という。）を提出しようとする者及びこれと同一の世帯に属し、生計を一にする扶養義務者が次の各号に掲げる者であるときは当該各号に定める書面とする。

一 被保護者 被保護者であることを証する書面

二 支援給付を受けている者 支援給付を受けていることを証する書面

三 申込書を提出しようとする日の属する年度の当該年度分（四月から六月までの間に申込書を提出しようとする場合にあつては、前年度分とする。

以下この項において同じ。）の市町村民税の非課税者（前各号に掲げる者を除く。）当該日の属する年度の当該年度分の市町村民税が非課税であることを証する書面

四 申込書を提出しようとする日の属する年度の当該年度分の市町村民税の課税者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）当該日の属する年度の当該年度分の市町村民税の課税額を証する書面及び出産一時金（健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第百二十八号）、国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）に基づき給付される出産育児一時金その他の出産に關

(療育の変更)

第八条 指定療育機関は、施行規則第十条第二項に規定する療育券（次項において「療育券」という。）に記載された事項の変更を必要とするときは、当該指定療育機関の医師の所見を記載した療育変更協議書（別記第十七号様式の二）により知事にその旨を申し出なければならない。

2 知事は、前項の療育変更協議書を受理した場合において、療育券に記載された事項を変更する必要があると認めるときは、療育変更承認書（別記第十七号様式の三）を当該指定療育機関に送付するものとする。

全部改正（平成一八年規則五五号）

(助産施設等における助産等の実施)

第九条 法第二十二條第二項に規定する申込書は、助産施設人所申込書（別記第十八号様式）とする。

2 法第二十三條第二項に規定する申込書は、母子生活支援施設人所申込書（別記第十九号様式）とする。

3 施行規則第二十二條第四項に規定する書類は、世帯調書並びに前各項に規定する申込書（以下この条において「申込書」という。）を提出しようとする者及びこれと同一の世帯に属し、生計を一にする扶養義務者が次の各号に掲げる者であるときは当該各号に定める書面とする。

一 被保護者 被保護者であることを証する書面

二 支援給付を受けている者 支援給付を受けていることを証する書面

三 申込書を提出しようとする日の属する年度の当該年度分（四月から六月までの間に申込書を提出しようとする場合にあつては、前年度分とする。

以下この号、次号及び第六号において同じ。）の市町村民税の非課税者（第一号及び前号に規定する者を除く。）当該日の属する年度の当該年度分の市町村民税が非課税であることを証する書面

四 申込書を提出しようとする日の属する年の前年分（一月から六月までの間に申込書を提出しようとする場合にあつては、前々年分とする。以下この項において同じ。）の所得税が非課税である当該日の属する年度の当該年度分の市町村民税の課税者（第一号及び第二号に規定する者を除く。）

当該日の属する年の前年分の所得税が非課税であることを証する書面、当該日の属する年度の当該年度分の市町村民税の課税額を証する書面及び出産一時金（健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二

る給付を受けることができる額をいう。以下同じ。)が支給される場合に
あつてはその額を証する書面

(削る。)

(削る。)

4 知事は、申込書を受理した場合において、助産施設等における助産等の実
施を決定したときは助産施設(母子生活支援施設)入所承諾書(別記第二十
号様式)により、これを行わないことを決定したときは助産施設(母子生活
支援施設)入所不承諾通知書(別記第二十一号様式)により当該申込書を提
出した者に通知するものとする。

5 知事は、助産施設等における助産等の実施の解除を決定したときは助産(母
子保護)実施解除通知書(別記第二十二号様式)により当該助産施設等にお
ける助産等の実施を受けていた者に通知するものとする。

一部改正〔平成六年規則二四号・七年七〇号・一〇年三七号・一三
年六一号・一九年三〇号・二〇年六八号・二二年五四号・二四年五
七号〕

(助産施設等への入所の委託)

第十条 知事は、助産施設及び母子生活支援施設(以下「助産施設等」という。)
に入所の委託をしようとするときは、助産施設(母子生活支援施設)入所委
託書(別記第二十三号様式)に前条第四項に規定する入所承諾書の写しを添
えて当該助産施設等の長に送付するものとする。

2 知事は、助産施設等に入所の委託をした者に対する助産又は母子保護の実
施を解除しようとするときは、助産施設(母子生活支援施設)入所委託解除

百四十五号)、国家公務員共済組合法(昭和三十二年法律第二百二十八号)、
国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)及び地方公務員等共済
組合法(昭和三十七年法律第五十二号)に基づき給付される出産育児一
時金その他の出産に関する給付を受けることができる額をいう。以下同
じ。)が支給される場合にあつてはその額を証する書面

五 申込書を提出しようとする日の属する年の前年分の所得税の課税者(第
一号から第三号まで及び次号に規定する者を除く。)当該日の属する年
の前年分の所得税の課税額を証する書面及び出産一時金が支給される場合
にあつてはその額を証する書面

六 改正法第一条の規定による所得税法第二条第一項及び第八十四条の規定
の改正が行われなかつたものとして当該申込書を提出しようとする日の属
する年の前年分の所得税の額を計算した場合に所得税が課されないことと
なる者のうち、当該日の属する年度分の市町村民税の課税者(第一号及び
第二号に規定する者を除く。)当該日の属する年の前年分の所得税(第
四号に規定する所得税をいう。)の課税額を証する書面及び当該日の属す
る年度分の市町村民税の課税額を証する書面

4 知事は、申込書を受理した場合において、助産施設等における助産等の実
施を決定したときは助産施設(母子生活支援施設)入所承諾書(別記第二十
号様式)により、これを行わないことを決定したときは助産施設(母子生活
支援施設)入所不承諾通知書(別記第二十一号様式)により当該申込書を提
出した者に通知するものとする。

5 知事は、助産施設等における助産等の実施の解除を決定したときは助産(母
子保護)実施解除通知書(別記第二十二号様式)により当該助産施設等にお
ける助産等の実施を受けていた者に通知するものとする。

一部改正〔平成六年規則二四号・七年七〇号・一〇年三七号・一三
年六一号・一九年三〇号・二〇年六八号・二二年五四号・二四年五
七号〕

(助産施設等への入所の委託)

第十条 知事は、助産施設及び母子生活支援施設(以下「助産施設等」という。)
に入所の委託をしようとするときは、助産施設(母子生活支援施設)入所委
託書(別記第二十三号様式)に前条第四項に規定する入所承諾書の写しを添
えて当該助産施設等の長に送付するものとする。

2 知事は、助産施設等に入所の委託をした者に対する助産又は母子保護の実
施を解除しようとするときは、助産施設(母子生活支援施設)入所委託解除

通知書（別記第二十四号様式）により当該助産施設等の長に通知するものとする。

一部改正〔平成一〇年規則三七号・一三年六一号〕

（指導措置の通知）

第十一条 健康福祉センターの長は、法第二十五条の八第二号の規定による指導の措置を採ることを決定したときは、指導措置決定通知書（別記第二十五号様式）により当該措置に係る児童又はその保護者に通知しなければならない。

2 児童相談所長は、法第二十六条第一項第二号の規定による指導の措置を採ることを決定したときは、指導措置決定通知書により当該措置に係る児童又はその保護者に通知しなければならない。

3 知事は、法第二十七条第一項第二号の規定による指導の措置を採ることを決定したときは、指導措置決定通知書により当該措置に係る児童又はその保護者に通知するものとする。

一部改正〔平成一六年規則七四号・二〇年二号〕

（乳児院等への入所の措置等の通知）

第十二条 知事は、法第二十七条第一項第三号又は第二項の規定による措置の開始を決定したときは、入所（委託）措置決定通知書（別記第二十六号様式）により、当該措置を要する児童の保護者に通知するものとする。

2 知事は、法第二十七条第一項第三号又は第二項の規定による措置の変更（法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業（以下「小規模住居型児童養育事業」という。）を行う者若しくは法第六条の四に規定する里親（以下「里親」という。））、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）又は法第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）の変更を含む。）を決定したときは入所（委託）措置変更通知書（別記第二十七号様式）により、当該措置の解除を決定したときは入所（委託）措置解除通知書（別記第二十八号様式）により当該措置を受けた児童の保護者に通知するものとする。

一部改正〔平成六年規則二四号・一〇年三七号・一一年二五号・一七年八二号・二一年二九号・二四年四〇号・二九年三〇号〕

（乳児院等への入所等の委託）

第十三条 知事は、法第二十七条第一項第三号の規定による小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親への委託若しくは乳児院等への入所の委託又

通知書（別記第二十四号様式）により当該助産施設等の長に通知するものとする。

一部改正〔平成一〇年規則三七号・一三年六一号〕

（指導措置の通知）

第十一条 健康福祉センターの長は、法第二十五条の八第二号の規定による指導の措置を採ることを決定したときは、指導措置決定通知書（別記第二十五号様式）により当該措置に係る児童又はその保護者に通知しなければならない。

2 児童相談所長は、法第二十六条第一項第二号の規定による指導の措置を採ることを決定したときは、指導措置決定通知書により当該措置に係る児童又はその保護者に通知しなければならない。

3 知事は、法第二十七条第一項第二号の規定による指導の措置を採ることを決定したときは、指導措置決定通知書により当該措置に係る児童又はその保護者に通知するものとする。

一部改正〔平成一六年規則七四号・二〇年二号〕

（乳児院等への入所の措置等の通知）

第十二条 知事は、法第二十七条第一項第三号又は第二項の規定による措置の開始を決定したときは、入所（委託）措置決定通知書（別記第二十六号様式）により、当該措置を要する児童の保護者に通知するものとする。

2 知事は、法第二十七条第一項第三号又は第二項の規定による措置の変更（法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業（以下「小規模住居型児童養育事業」という。）を行う者若しくは法第六条の四に規定する里親（以下「里親」という。））、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）又は法第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）の変更を含む。）を決定したときは入所（委託）措置変更通知書（別記第二十七号様式）により、当該措置の解除を決定したときは入所（委託）措置解除通知書（別記第二十八号様式）により当該措置を受けた児童の保護者に通知するものとする。

一部改正〔平成六年規則二四号・一〇年三七号・一一年二五号・一七年八二号・二一年二九号・二四年四〇号・二九年三〇号〕

（乳児院等への入所等の委託）

第十三条 知事は、法第二十七条第一項第三号の規定による小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親への委託若しくは乳児院等への入所の委託又

は同条第二項の規定による指定発達支援医療機関への委託をしようとするときは、養育（入所・指定発達支援医療機関）委託書（別記第二十九号様式）を当該小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親、当該乳児院等の長又は当該指定発達支援医療機関の長に送付するものとする。

2 知事は、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託をした児童、乳児院等に入所の委託をした児童又は指定発達支援医療機関に委託をした児童に対する措置を解除しようとするときは、養育（入所・指定発達支援医療機関）委託解除通知書（別記第三十号様式）により当該小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親、当該乳児院等の長又は当該指定発達支援医療機関の長に通知するものとする。

一部改正〔平成六年規則二四号・一七年八二号・二〇年三四号・二一年二九号・二四年四〇号・二九年三〇号〕

（措置児童についての届出）

第十四条 施行規則第二十七条（施行規則第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、入所（委託）児童に関する届出書（別記第三十五号様式）により行うものとする。

一部改正〔平成一七年規則八二号〕

第十五条 削除

削除〔平成一七年規則八二号〕

（立入調査等の証票）

第十六条 法第二十九条に規定する証票は、身分証票（別記第四十号様式）とする。

（同居児童の届出）

第十七条 施行規則第三十四条の二の規定による届出は、同居児童届出書（別記第四十一号様式）により行うものとする。

2 施行規則第三十四条の三の規定による届出は、同居をやめた旨の届出書（別記第四十二号様式）により行うものとする。

（在所期間等の延長）

第十八条 知事は、法第三十一条第二項及び第三項の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親、乳児院等又は指定発達支援医療機関への入所又は委託の措置を継続することを決定したときは、在所（委託）期間延長決定通知書（別記第四十三号様式）により、当該入所又は委託の措置を受けた児童の保護者に通知するものとする。

一部改正〔平成一〇年規則三七号・一七年八二号・二二年二九号・

は同条第二項の規定による指定発達支援医療機関への委託をしようとするときは、養育（入所・指定発達支援医療機関）委託書（別記第二十九号様式）を当該小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親、当該乳児院等の長又は当該指定発達支援医療機関の長に送付するものとする。

2 知事は、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託をした児童、乳児院等に入所の委託をした児童又は指定発達支援医療機関に委託をした児童に対する措置を解除しようとするときは、養育（入所・指定発達支援医療機関）委託解除通知書（別記第三十号様式）により当該小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親、当該乳児院等の長又は当該指定発達支援医療機関の長に通知するものとする。

一部改正〔平成六年規則二四号・一七年八二号・二〇年三四号・二一年二九号・二四年四〇号・二九年三〇号〕

（措置児童についての届出）

第十四条 施行規則第二十七条（施行規則第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、入所（委託）児童に関する届出書（別記第三十五号様式）により行うものとする。

一部改正〔平成一七年規則八二号〕

第十五条 削除

削除〔平成一七年規則八二号〕

（立入調査等の証票）

第十六条 法第二十九条に規定する証票は、身分証票（別記第四十号様式）とする。

（同居児童の届出）

第十七条 施行規則第三十四条の二の規定による届出は、同居児童届出書（別記第四十一号様式）により行うものとする。

2 施行規則第三十四条の三の規定による届出は、同居をやめた旨の届出書（別記第四十二号様式）により行うものとする。

（在所期間等の延長）

第十八条 知事は、法第三十一条第二項及び第三項の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親、乳児院等又は指定発達支援医療機関への入所又は委託の措置を継続することを決定したときは、在所（委託）期間延長決定通知書（別記第四十三号様式）により、当該入所又は委託の措置を受けた児童の保護者に通知するものとする。

一部改正〔平成一〇年規則三七号・一七年八二号・二二年二九号・

(一時保護の通知)

第十九条 児童相談所長又は知事は、法第三十三条第一項又は第二項の規定により、一時保護を加え、又は加えさせたときは、速やかに、一時保護通知書(別記第四十四号様式)により、当該一時保護に係る児童の保護者に通知するものとする。

(児童自立生活援助の実施)

第十九条の二 法第三十三条の六第二項に規定する申込書(以下この条において「申込書」という。)は、児童自立生活援助の実施申込書(別記第四十四号様式の二)とする。

2 施行規則第三十六条の二十六第三項に規定する書類は、課税状況等申告書(別記第四十四号様式の三)及び申込書を提出しようとする者が次の各号に掲げる者であるときは当該各号に定める書面とする。

- 一 被保護者 被保護者であることを証する書面
- 二 支援給付を受けている者 支援給付を受けていることを証する書面
- 三 申込書を提出しようとする日の属する年度の当該年度分(四月から六月までの間に申込書を提出しようとする場合にあつては、前年度分とする。以下この項において同じ。)の市町村民税の非課税者(前各号に掲げる者を除く。)当該日の属する年度の当該年度分の市町村民税が非課税であることを証する書面

四 申込書を提出しようとする日の属する年度の当該年度分の市町村民税の課税者(第一号及び第二号に掲げる者を除く。)当該日の属する年度の当該年度分の市町村民税の課税額を証する書面

(削る。)

(削る。)

(一時保護の通知)

第十九条 児童相談所長又は知事は、法第三十三条第一項又は第二項の規定により、一時保護を加え、又は加えさせたときは、速やかに、一時保護通知書(別記第四十四号様式)により、当該一時保護に係る児童の保護者に通知するものとする。

(児童自立生活援助の実施)

第十九条の二 法第三十三条の六第二項に規定する申込書(以下この条において「申込書」という。)は、児童自立生活援助の実施申込書(別記第四十四号様式の二)とする。

2 施行規則第三十六条の二十六第三項に規定する書類は、課税状況等申告書(別記第四十四号様式の三)及び申込書を提出しようとする者が次の各号に掲げる者であるときは当該各号に定める書面とする。

- 一 被保護者 被保護者であることを証する書面
- 二 支援給付を受けている者 支援給付を受けていることを証する書面
- 三 申込書を提出しようとする日の属する年度の当該年度分(四月から六月までの間に申込書を提出しようとする場合にあつては、前年度分とする。以下この号、次号及び第六号において同じ。)の市町村民税の非課税者(第一号及び前号に規定する者を除く。)当該日の属する年度の当該年度分の市町村民税が非課税であることを証する書面

四 申込書を提出しようとする日の属する年の前年分(一月から六月までの間に申込書を提出しようとする場合にあつては、前々年分とする。以下この項において同じ。)の所得税が非課税である当該日の属する年度の当該年度分の市町村民税の課税者(第一号及び第二号に規定する者を除く。)

当該日の属する年の前年分の所得税が非課税であることを証する書面及び当該日の属する年度の当該年度分の市町村民税の課税額を証する書面

五 申込書を提出しようとする日の属する年の前年分の所得税の課税者(第一号から第三号まで及び次号に規定する者を除く。)当該日の属する年の前年分の所得税の課税額を証する書面

六 改正法第一条の規定による所得税法第二条第一項及び第八十四条の規定の改正が行われなかつたものとして当該申込書を提出しようとする日の属する年の前年分の所得税の額を計算した場合に所得税が課されないこととなる者のうち、当該日の属する年度の当該年度分の市町村民税の課税者(第一号及び第二号に規定する者を除く。)当該日の属する年の前年分の所得税(第一

四号に規定する所得税をいう。)の課税額を証する書面及び当該日の属する年度分の市町村民税の課税額を証する書面

追加〔平成二二年規則五四号〕、一部改正〔平成二四年規則五七号〕

(療育の給付に関する徴収金の額)

第二十条 法第五十六条第二項の規定により療育の給付に関し徴収する費用

(以下「療育の給付に関する徴収金」という。)の月額は、当該療育の給付を受けた児童及びその扶養義務者について、別表第一に掲げる世帯の階層区分の欄の区分に応じそれぞれ同表の徴収金額の欄に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、同一月内に同一世帯において二人以上の児童が療育の給付を受ける場合における二人目以降の児童についての療育の給付に関する徴収金の月額は、別表第一に掲げる世帯の階層区分の欄の区分に応じそれぞれ同表の加算金額の欄に定める額とする。

3 前各項の規定による児童及びその扶養義務者から徴収する療育の給付に関する徴収金の月額を算定する場合における別表第一の世帯の階層区分の欄の適用に当たっては、児童と同一の世帯に属し、生計を一にする扶養義務者(当該児童に扶養義務者がなく、かつ、**所得税又は市町村民税**が課せられている場合の当該児童及び世帯を一にしない扶養義務者であつて現に当該児童に対して扶養を履行しているものを含む。)の**すべて**の者についての世帯の階層区分を適用するものとする。

4 療育の給付を受けた期間が一月に満たない場合の療育の給付に関する徴収金の額は、前各項の規定により算定した月額の日割計算により得た額とする。この場合において、その額に十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

5 前各項の規定により算定した児童及びその扶養義務者から徴収する療育の給付に関する徴収金の月額又は額が当該療育の給付に関する徴収金に係る療育の給付に要した費用について法第五十条の規定により県が支弁した額を超える場合の療育の給付に関する徴収金の額は、当該支弁した額とする。

一部改正〔平成一五年規則五二号〕

(入所等の措置に関する徴収金の額)

第二十一条 法第五十六条第二項の規定により助産施設等における助産等の実施、法第二十七条第一項第三号又は第二項の規定による措置及び児童自立生活援助の実施に関し徴収する費用(以下「入所等の措置に関する徴収金」という。)の月額は、当該助産施設等における助産等の実施を受けた妊産婦及び世帯、当該措置を採られた児童並びに児童自立生活援助の実施を受けた義

追加〔平成二二年規則五四号〕、一部改正〔平成二四年規則五七号〕

(療育の給付に関する徴収金の額)

第二十条 法第五十六条第二項の規定により療育の給付に関し徴収する費用

(以下「療育の給付に関する徴収金」という。)の月額は、当該療育の給付を受けた児童及びその扶養義務者について、別表第一に掲げる世帯の階層区分の欄の区分に応じそれぞれ同表の徴収金額の欄に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、同一月内に同一世帯において二人以上の児童が療育の給付を受ける場合における二人目以降の児童についての療育の給付に関する徴収金の月額は、別表第一に掲げる世帯の階層区分の欄の区分に応じそれぞれ同表の加算金額の欄に定める額とする。

3 前各項の規定による児童及びその扶養義務者から徴収する療育の給付に関する徴収金の月額を算定する場合における別表第一の世帯の階層区分の欄の適用に当たっては、児童と同一の世帯に属し、生計を一にする扶養義務者(当該児童に扶養義務者がなく、かつ、市町村民税が課せられている場合の当該児童及び世帯を一にしない扶養義務者であつて現に当該児童に対して扶養を履行しているものを含む。)の**全て**の者についての世帯の階層区分を適用するものとする。

4 療育の給付を受けた期間が一月に満たない場合の療育の給付に関する徴収金の額は、前各項の規定により算定した月額の日割計算により得た額とする。この場合において、その額に十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

5 前各項の規定により算定した児童及びその扶養義務者から徴収する療育の給付に関する徴収金の月額又は額が当該療育の給付に関する徴収金に係る療育の給付に要した費用について法第五十条の規定により県が支弁した額を超える場合の療育の給付に関する徴収金の額は、当該支弁した額とする。

一部改正〔平成一五年規則五二号〕

(入所等の措置に関する徴収金の額)

第二十一条 法第五十六条第二項の規定により助産施設等における助産等の実施、法第二十七条第一項第三号又は第二項の規定による措置及び児童自立生活援助の実施に関し徴収する費用(以下「入所等の措置に関する徴収金」という。)の月額は、当該助産施設等における助産等の実施を受けた妊産婦及び世帯、当該措置を採られた児童並びに児童自立生活援助の実施を受けた義

務教育終了児童等（以下「措置児童」という。）並びにその扶養義務者（当該義務教育終了児童等の扶養義務者を除く。以下同じ。）について別表第二に掲げる各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分の欄の区分に応じそれぞれ施設ごとに同表の徴収金額の欄に定める額とする。

2 助産施設における助産の実施を受けた妊産婦であつて別表第二に掲げる各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分がA階層である世帯及びD階層である世帯のうち市町村民税の所得割（地方税法第二百九十二条第一項第二号に規定する所得割をいう。以下同じ。）の額が一九、〇〇〇円を超える世帯以外の世帯に属するものについての入所等の措置に関する徴収金の額は、前項の規定にかかわらず、当該妊産婦の出産一時金の額に同表のB階層である世帯にあつては二十パーセント、C階層である世帯にあつては三十パーセント、D階層である世帯のうち市町村民税の所得割の額が一九、〇〇〇円以下の世帯にあつては五十パーセントを乗じて得た額と同項の規定により算定した入所等の措置に関する徴収金の月額との合算額とする。

3 一月以内の期間を定めて乳児院への入所の措置を採られた措置児童及びその扶養義務者から徴収する入所等の措置に関する徴収金の額は、別表第二に掲げる各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分の欄の区分に応じそれぞれ同表の徴収金額の欄に定める額に当該入所の措置を採られた日数を乗じて得た額とする。

4 第一項の規定にかかわらず、母子生活支援施設に入所し、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童が児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通所をする場合の当該通所に係る入所等の措置に関する徴収金の額は、〇円とする。

5 前各項の規定による措置児童及びその扶養義務者から徴収する入所等の措置に関する徴収金の月額又は額を算定する場合における別表第二の各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分の欄の適用に当たつては、措置児童及び当該措置児童と同一の世帯に属し、生計を一にする扶養義務者（直系血族、配偶者及びこれらの者以外の者で当該世帯における家計の主宰者であるものに限る。）の全ての者についての世帯の階層区分を適用するものとする。

6 前各項の規定にかかわらず、別表第二に掲げる各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分がB階層である世帯のうち次の各号に掲げる世帯に属する措置児童及びその扶養義務者から徴収する入所等の措置に関する徴収金の月額又は額は、〇円とする。

一 扶養義務者（前項に規定する扶養義務者をいう。）のいない世帯

務教育終了児童等（以下「措置児童」という。）並びにその扶養義務者（当該義務教育終了児童等の扶養義務者を除く。以下同じ。）について別表第二に掲げる各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分の欄の区分に応じそれぞれ施設ごとに同表の徴収金額の欄に定める額とする。

2 助産施設における助産の実施を受けた妊産婦であつて別表第二に掲げる各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分がA階層である世帯及びD1階層である世帯のうち所得税の年額が八、四〇〇円を超える世帯以外の世帯に属するものについての入所等の措置に関する徴収金の額は、前項の規定にかかわらず、当該妊産婦の出産一時金の額に同表のB階層である世帯にあつては二十パーセント、C階層である世帯にあつては三十パーセント、D1階層である世帯のうち所得税の年額が八、四〇〇円以下の世帯にあつては五十パーセントを乗じて得た額と前項の規定により算定した入所等の措置に関する徴収金の月額との合算額とする。

3 一月以内の期間を定めて乳児院への入所の措置を採られた措置児童及びその扶養義務者から徴収する入所等の措置に関する徴収金の額は、別表第二に掲げる各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分の欄の区分に応じそれぞれ同表の徴収金額の欄に定める額に当該入所の措置を採られた日数を乗じて得た額とする。

4 第一項の規定にかかわらず、母子生活支援施設に入所し、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童が児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通所をする場合の当該通所に係る入所等の措置に関する徴収金の額は、〇円とする。

5 前各項の規定による措置児童及びその扶養義務者から徴収する入所等の措置に関する徴収金の月額又は額を算定する場合における別表第二の各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分の欄の適用に当たつては、措置児童及び当該措置児童と同一の世帯に属し、生計を一にする扶養義務者（直系血族、配偶者及びこれらの者以外の者で当該世帯における家計の主宰者であるものに限る。）の全ての者についての世帯の階層区分を適用するものとする。

6 前各項の規定にかかわらず、別表第二に掲げる各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分がB階層である世帯のうち次の各号に掲げる世帯に属する措置児童及びその扶養義務者から徴収する入所等の措置に関する徴収金の月額又は額は、〇円とする。

一 扶養義務者（前項に規定する扶養義務者をいう。）のいない世帯

二 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものいる世帯及び同項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものいる世帯

三 次に掲げる児童又は者（社会福祉施設に措置された児童及び者、法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定に係る児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六条に規定する自立支援給付（同法第五条第六項、第七項及び**第十四項から第十四項**までに規定するものに限る。）に係る同法第十九条第一項に規定する支給決定に係る児童及び者並びに同法附則第二十二條第一項に規定する特定旧法受給者を除く。）のいる世帯

イ 身体障害者福祉法（昭和三十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

ロ 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けた者

ハ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第二百三十四号）に基づき特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号）に基づき障害基礎年金の受給者

ニ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

四 生活保護法に基づき要保護者がいると知事が認めた世帯

7 前各項の規定にかかわらず、同一世帯から二以上の妊産婦、世帯及び児童が措置児童（児童自立生活援助の実施を受けた義務教育終了児童等を除く。以下この項及び次項において同じ。）となつた場合において、前各項の規定により当該措置児童ごとに算定した措置児童及びその扶養義務者から徴収する入所等の措置に関する徴収金の月額又は額が最も高額である措置児童（同額の場合は、いずれか一の措置児童に限る。）以外の措置児童に係る当該措置児童及びその扶養義務者から徴収する入所等の措置に関する徴収金の月額又は額は、前各項の規定により算定した当該措置児童に係る当該措置児童及びその扶養義務者から徴収する入所等の措置に関する徴収金の月額又は額に〇・一を乗じて得た額とする。この場合において、その額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

8 前各項の規定にかかわらず、措置児童の属する世帯の扶養義務者が法第二十一条の五の二に規定する障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費

二 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものいる世帯及び同項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものいる世帯

三 次に掲げる児童又は者（社会福祉施設に措置された児童及び者、法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定に係る児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六条に規定する自立支援給付（同法第五条第六項、第七項及び**第十三項から第十五項**までに規定するものに限る。）に係る同法第十九条第一項に規定する支給決定に係る児童及び者並びに同法附則第二十二條第一項に規定する特定旧法受給者を除く。）のいる世帯

イ 身体障害者福祉法（昭和三十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

ロ 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けた者

ハ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第二百三十四号）に基づき特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号）に基づき障害基礎年金の受給者

ニ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

四 生活保護法に基づき要保護者がいると知事が認めた世帯

7 前各項の規定にかかわらず、同一世帯から二以上の妊産婦、世帯及び児童が措置児童（児童自立生活援助の実施を受けた義務教育終了児童等を除く。以下この項及び次項において同じ。）となつた場合において、前各項の規定により当該措置児童ごとに算定した措置児童及びその扶養義務者から徴収する入所等の措置に関する徴収金の月額又は額が最も高額である措置児童（同額の場合は、いずれか一の措置児童に限る。）以外の措置児童に係る当該措置児童及びその扶養義務者から徴収する入所等の措置に関する徴収金の月額又は額は、前各項の規定により算定した当該措置児童に係る当該措置児童及びその扶養義務者から徴収する入所等の措置に関する徴収金の月額又は額に〇・一を乗じて得た額とする。この場合において、その額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

8 前各項の規定にかかわらず、措置児童の属する世帯の扶養義務者が法第二十一条の五の二に規定する障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費

又は法第二十四条の二第一項に規定する障害児入所給付費を支給されているときは、前各項の規定により当該措置児童ごとに算定した措置児童及びその扶養義務者から徴収する入所等の措置に関する徴収金の月額又は額（以下この項において「徴収金額」という。）については、入所施設（通所施設（母子生活支援施設、児童心理治療施設通所部及び児童自立支援施設通所部をいう。以下同じ。）及び児童自立生活援助事業所以外の施設をいう。以下同じ。）に係る徴収金額が最も高額である措置児童に係る徴収金額に、当該徴収金額に〇・一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に当該世帯における施設入所等児童（小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親以外の施設に入所若しくは通所している児童をいう。以下この項において同じ。）の人数から一を減じた人数を乗じて得た額を加えた額を当該世帯に係る上限額（当該世帯における施設入所等児童について、徴収金額が全額徴収若しくは日割りである場合又は通所施設（母子生活支援施設を除く。）に係る徴収金額である場合は、当該世帯における施設入所等児童の徴収金額の合算額を当該世帯に係る上限額とする。）とし、当該世帯に係る上限額がその月の障害児施設に係る利用者負担額（法第二十四条の七第一項に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用、法第二十一条の五の二十八に規定する肢体不自由児通所医療並びに法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が当該上限額に満たない場合は当該支払った額とする。）をいう。以下この項において同じ。）を超える場合は、当該世帯に係る上限額から障害児施設に係る利用者負担額を控除した額を当該世帯の入所施設に係る徴収金額とし、当該世帯に係る上限額が障害児施設に係る利用者負担額以下である場合は、当該世帯の入所施設に係る徴収金額は〇円とする。

9 前各項の規定により算定した措置児童及びその扶養義務者から徴収する入所等の措置に関する徴収金の月額又は額が当該入所等の措置に関する徴収金に係る措置に要した費用について法第五十条の規定により県が支弁した額（措置費に対する国庫負担金及び国庫補助金の交付基準に基づき算定される民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童（者）処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当、保育機能強化加算費及び一時保護実施特別加算費を除く。以下「支弁額」という。）を超える場

又は法第二十四条の二第一項に規定する障害児入所給付費を支給されているときは、前各項の規定により当該措置児童ごとに算定した措置児童及びその扶養義務者から徴収する入所等の措置に関する徴収金の月額又は額（以下この項において「徴収金額」という。）については、入所施設（通所施設（母子生活支援施設、児童心理治療施設通所部及び児童自立支援施設通所部をいう。以下同じ。）及び児童自立生活援助事業所以外の施設をいう。以下同じ。）に係る徴収金額が最も高額である措置児童に係る徴収金額に、当該徴収金額に〇・一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に当該世帯における施設入所等児童（小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親以外の施設に入所若しくは通所している児童をいう。以下この項において同じ。）の人数から一を減じた人数を乗じて得た額を加えた額を当該世帯に係る上限額（当該世帯における施設入所等児童について、徴収金額が全額徴収若しくは日割りである場合又は通所施設（母子生活支援施設を除く。）に係る徴収金額である場合は、当該世帯における施設入所等児童の徴収金額の合算額を当該世帯に係る上限額とする。）とし、当該世帯に係る上限額がその月の障害児施設に係る利用者負担額（法第二十四条の七第一項に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用、法第二十一条の五の二十八に規定する肢体不自由児通所医療並びに法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が当該上限額に満たない場合は当該支払った額とする。）をいう。以下この項において同じ。）を超える場合は、当該世帯に係る上限額から障害児施設に係る利用者負担額を控除した額を当該世帯の入所施設に係る徴収金額とし、当該世帯に係る上限額が障害児施設に係る利用者負担額以下である場合は、当該世帯の入所施設に係る徴収金額は〇円とする。

9 前各項の規定により算定した措置児童及びその扶養義務者から徴収する入所等の措置に関する徴収金の月額又は額が当該入所等の措置に関する徴収金に係る措置に要した費用について法第五十条の規定により県が支弁した額（措置費に対する国庫負担金及び国庫補助金の交付基準に基づき算定される民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童（者）処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当、保育機能強化加算費及び一時保護実施特別加算費を除く。以下「支弁額」という。）を超える場

合における当該入所等の措置に関する徴収金の月額又は額は、前各項の規定にかかわらず、支弁額とする。

10 第一項及び第五項から第八項までの規定にかかわらず、入所等の措置が採られた期間が一月に満たない場合において、第一項及び第五項から第八項までの規定により算定した入所等の措置に関する徴収金の月額が当該入所等の措置に関する徴収金に係る措置が採られた日数に応じた支弁額を超えるときの入所等の措置に関する徴収金の額は、当該支弁額とする。

一部改正〔昭和六三年規則五二号・平成七年七〇号・一〇年三七号・一三年三号・六一号・一五年五二号・一七年八二号・二〇年二号・六八号・二二年二九号・二二年五四号・二四年四〇号・五七号・二五年一六号・二六年五二号・二九年三〇号・三〇年四九号〕

(入所児童等に対する徴収の特例)

第二十一条の二 法第二十七条第一項第三号の規定により障害児入所施設に入所した児童又は同条第二項の規定による委託により指定発達支援医療機関に入院した児童(以下この条において「入所児童等」という。)が、三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した障害児であつて、小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合には、前条の規定にかかわらず、当該入所児童等に対する措置に関し徴収する費用(以下この条において「入所児童等に対する徴収金」という。)のうち実費に相当する額を除いた額については徴収しないものとする。ただし、入所児童等に対する徴収金のうち実費に相当する額については、前条の規定により算定した入所児童等に対する徴収金の月額又は額を上限として徴収することができる。

2 前項の規定は、別表第二に掲げる各月初日の入所児童等の属する世帯の階層区分がB階層である世帯に属する入所児童等が、三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある障害児である場合について準用する。

追加〔令和元年規則二五号〕

(入所等の措置に関する徴収金に係る世帯調書等)

第二十二条 法第二十七条第一項第三号又は第二項の規定による措置が採られた場合は、速やかに、世帯調書に措置児童及び当該措置児童と同一の世帯に属し、生計を一にする扶養義務者が次の各号に掲げる者であるときは当該各号に定める書面を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 被保護者 被保護者であることを証する書面
- 二 支援給付を受けている者 支援給付を受けていることを証する書面
- 三 当該措置が採られた日の属する年度の当該年度(四月から六月までの間

合における当該入所等の措置に関する徴収金の月額又は額は、前各項の規定にかかわらず、支弁額とする。

10 第一項及び第五項から第八項までの規定にかかわらず、入所等の措置が採られた期間が一月に満たない場合において、第一項及び第五項から第八項までの規定により算定した入所等の措置に関する徴収金の月額が当該入所等の措置に関する徴収金に係る措置が採られた日数に応じた支弁額を超えるときの入所等の措置に関する徴収金の額は、当該支弁額とする。

一部改正〔昭和六三年規則五二号・平成七年七〇号・一〇年三七号・一三年三号・六一号・一五年五二号・一七年八二号・二〇年二号・六八号・二二年二九号・二二年五四号・二四年四〇号・五七号・二五年一六号・二六年五二号・二九年三〇号・三〇年四九号〕

(入所児童等に対する徴収の特例)

第二十一条の二 法第二十七条第一項第三号の規定により障害児入所施設に入所した児童又は同条第二項の規定による委託により指定発達支援医療機関に入院した児童(以下この条において「入所児童等」という。)が、三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した障害児であつて、小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合には、前条の規定にかかわらず、当該入所児童等に対する措置に関し徴収する費用(以下この条において「入所児童等に対する徴収金」という。)のうち実費に相当する額を除いた額については徴収しないものとする。ただし、入所児童等に対する徴収金のうち実費に相当する額については、前条の規定により算定した入所児童等に対する徴収金の月額又は額を上限として徴収することができる。

2 前項の規定は、別表第二に掲げる各月初日の入所児童等の属する世帯の階層区分がB階層である世帯に属する入所児童等が、三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある障害児である場合について準用する。

追加〔令和元年規則二五号〕

(入所等の措置に関する徴収金に係る世帯調書等)

第二十二条 法第二十七条第一項第三号又は第二項の規定による措置が採られた場合は、速やかに、世帯調書に措置児童及び当該措置児童と同一の世帯に属し、生計を一にする扶養義務者が次の各号に掲げる者であるときは当該各号に定める書面を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 被保護者 被保護者であることを証する書面
- 二 支援給付を受けている者 支援給付を受けていることを証する書面
- 三 当該措置が採られた日の属する年度の当該年度(四月から六月までの間

に当該措置が採られた場合にあつては、前年度分とする。以下この項において同じ。）の市町村民税の非課税者（前各号に掲げる者を除く。）当該日の属する年度の当該年度分の市町村民税が非課税であることを証する書面

四 当該措置が採られた日の属する年度の当該年度分の市町村民税の課税者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）当該日の属する年度の当該年度分の市町村民税の課税額を証する書面

（削る。）

（削る。）

2 助産施設等における助産等の実施及び法第二十七条第一項第三号又は第二項の規定による措置を受けている場合は、世帯調書に措置児童及び当該措置児童と同一の世帯に属し、生計を一にする扶養義務者が次の各号に掲げる者であるときは当該各号に定める書面を添えて、毎年六月末日までに、知事に提出しなければならない。

一 被保護者 被保護者であることを証する書面

二 支援給付を受けている者 支援給付を受けていることを証する書面

三 当該実施又は当該措置を受けている日の属する年度の当該年度の市町村民税の非課税者（前各号に掲げる者を除く。）当該日の属する年度の当該年度分の市町村民税が非課税であることを証する書面

四 当該実施又は当該措置を受けている日の属する年度の当該年度分の市町村民税の課税者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）当該日の属する年度の当該年度分の市町村民税の課税額を証する書面

に当該措置が採られた場合にあつては、前年度分とする。以下この号、次号及び第六号において同じ。）の市町村民税の非課税者（第一号及び前号に規定する者を除く。）当該日の属する年度の当該年度分の市町村民税が非課税であることを証する書面

四 当該措置が採られた日の属する年の前年分（一月から六月までの間に当該措置が採られた場合にあつては、前々年分とする。以下この項において同じ。）の所得税が非課税である当該日の属する年度の当該年度分の市町村民税の課税者（第一号及び第二号に規定する者を除く。）当該日の属する年の前年分の所得税が非課税であることを証する書面及び当該日の属する年度の当該年度分の市町村民税の課税額を証する書面

五 当該措置が採られた日の属する年の前年分の所得税の課税者（第一号から第三号まで及び次号に規定する者を除く。）当該日の属する年の前年分の所得税の課税額を証する書面

六 改正法第一条の規定による所得税法第二条第一項及び第八十四条の規定の改正が行われなかつたものとして当該措置が採られた日の属する年の前年分の所得税の額を計算した場合に所得税が課されないこととなる者のうち、当該日の属する年度分の市町村民税の課税者（第一号及び第二号に規定する者を除く。）当該日の属する年の前年分の所得税（第四号に規定する所得税をいう。）の課税額を証する書面及び当該日の属する年度分の市町村民税の課税額を証する書面

2 助産施設等における助産等の実施及び法第二十七条第一項第三号又は第二項の規定による措置を受けている場合は、世帯調書に措置児童及び当該措置児童と同一の世帯に属し、生計を一にする扶養義務者が次の各号に掲げる者であるときは当該各号に定める書面を添えて、毎年六月末日までに、知事に提出しなければならない。

一 被保護者 被保護者であることを証する書面

二 支援給付を受けている者 支援給付を受けていることを証する書面

三 当該実施又は当該措置を受けている日の属する年度の当該年度の市町村民税の非課税者（第一号及び前号に規定する者を除く。）当該日の属する年度の当該年度分の市町村民税が非課税であることを証する書面

四 当該実施又は当該措置を受けている日の属する年の前年分の所得税が非課税である当該日の属する年度の当該年度分の市町村民税の課税者（第一号及び第二号に規定する者を除く。）当該日の属する年の前年分の所得税が非課税であることを証する書面及び当該日の属する年度の当該年度分

(削る。)

(削る。)

3 第七条第一項の規定により提出した世帯調書の内容に変更が生じた場合は、速やかに、変更後の世帯調書に療育の給付を受けている児童及びその扶養義務者が次の各号に掲げる者であるときは当該各号に定める書面を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 被保護者 被保護者であることを証する書面
- 二 支援給付を受けている者 支援給付を受けていることを証する書面
- 三 当該変更が生じた日の属する年度分（課税額が判明しない期間にあつては、当該日の属する年度の前年度分とする。以下この項において同じ。）の市町村民税の非課税者（前各号に掲げる者を除く。） 当該日の属する年度分の市町村民税が非課税であることを証する書面

四 当該変更が生じた日の属する年度分の市町村民税の課税者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。） 当該日の属する年度分の市町村民税の課税額を証する書面

(削る。)

(削る。)

の市町村民税の課税額を証する書面

五 当該実施又は当該措置を受けている日の属する年の前年分の所得税の課税者（第一号から第三号まで及び次号に規定する者を除く。） 当該日の属する年の前年分の所得税の課税額を証する書面

六 改正法第一条の規定による所得税法第二条第一項及び第八十四条の規定の改正が行われなかつたものとして当該実施又は当該措置を受けている日の属する年の前年分の所得税の額を計算した場合に所得税が課されないこととなる者のうち、当該日の属する年度分の市町村民税の課税者（第一号及び第二号に規定する者を除く。） 当該日の属する年の前年分の所得税（第四号に規定する所得税をいう。）の課税額を証する書面及び当該日の属する年度分の市町村民税の課税額を証する書面

3 第七条第一項の規定により提出した世帯調書の内容に変更が生じた場合は、速やかに、変更後の世帯調書に療育の給付を受けている児童及びその扶養義務者が次の各号に掲げる者であるときは当該各号に定める書面を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 被保護者 被保護者であることを証する書面
- 二 支援給付を受けている者 支援給付を受けていることを証する書面
- 三 当該変更が生じた日の属する年度分（課税額が判明しない期間にあつては、当該日の属する年度の前年度分とする。）の市町村民税の非課税者（第一号及び前号に規定する者を除く。） 当該日の属する年度分の市町村民税が非課税であることを証する書面

四 当該変更が生じた日の属する年の前年分（課税額が判明しない期間にあつては、前々年とする。）の所得税が非課税である当該日の属する年度分の市町村民税の課税者（第一号及び第二号に規定する者を除く。） 当該日の属する年の前年分の所得税が非課税であることを証する書面及び当該日の属する年度分の市町村民税の課税額を証する書面

五 当該変更が生じた日の属する年の前年分の所得税の課税者（第一号から第三号まで及び次号に規定する者を除く。） 当該日の属する年の前年分の所得税の課税額を証する書面

六 改正法第一条の規定による所得税法第二条第一項及び第八十四条の規定の改正が行われなかつたものとして当該変更が生じた日の属する年の前年分の所得税の額を計算した場合に所得税が課されないこととなる者のうち、当該日の属する年度分の市町村民税の課税者（第一号及び第二号に規定する者を除く。） 当該日の属する年の前年分の所得税（第四号に規定

4 第九条第三項、第十九条の二第二項並びに第一項及び第二項の規定により提出した世帯調書又は課税状況等報告書の内容に変更が生じた場合は、速やかに、措置児童（児童自立生活援助の実施を受けた義務教育終了児童等を除く。）及び当該措置児童と同一の世帯に属し、生計を一にする扶養義務者にあつては変更後の世帯調書にこれらの者が次の各号に掲げる者であるときは当該各号に定める書面を、児童自立生活援助の実施を受けた義務教育終了児童等にあつては当該義務教育終了児童等についての変更後の課税状況等申告書に当該義務教育終了児童等が次の各号に掲げる者であるときは当該各号に定める書面を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 被保護者 被保護者であることを証する書面
- 二 支援給付を受けている者 支援給付を受けていることを証する書面
- 三 当該変更が生じた日の属する年度の当該年度（四月から五月までの間に当該変更が生じた場合にあつては、前年度分とする。以下この項において同じ。）の市町村民税の非課税者（前各号に掲げる者を除く。） 当該日の属する年度の当該年度分の市町村民税が非課税であることを証する書面

四 当該変更が生じた日の属する年度の当該年度分の市町村民税の課税者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。） 当該日の属する年度の当該年度分の市町村民税の課税額を証する書面

（削る。）

（削る。）

4 第九条第三項、第十九条の二第二項並びに第一項及び第二項の規定により提出した世帯調書又は課税状況等報告書の内容に変更が生じた場合は、速やかに、措置児童（児童自立生活援助の実施を受けた義務教育終了児童等を除く。）及び当該措置児童と同一の世帯に属し、生計を一にする扶養義務者にあつては変更後の世帯調書にこれらの者が次の各号に掲げる者であるときは当該各号に定める書面を、児童自立生活援助の実施を受けた義務教育終了児童等にあつては当該義務教育終了児童等についての変更後の課税状況等申告書に当該義務教育終了児童等が次の各号に掲げる者であるときは当該各号に定める書面を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 被保護者 被保護者であることを証する書面
- 二 支援給付を受けている者 支援給付を受けていることを証する書面
- 三 当該変更が生じた日の属する年度の当該年度（四月から五月までの間に当該変更が生じた場合にあつては、前年度分とする。以下この号、次号及び第六号において同じ。）の市町村民税の非課税者（第一号及び前号に規定する者を除く。） 当該日の属する年度の当該年度分の市町村民税が非課税であることを証する書面

四 当該変更が生じた日の属する年の前年分（一月から五月までの間に当該変更が生じた場合にあつては、前々年分とする。以下この項において同じ。）の所得税が非課税である当該日の属する年度の当該年度分の市町村民税の課税者（第一号及び第二号に規定する者を除く。） 当該日の属する年の前年分の所得税が非課税であることを証する書面及び当該日の属する年度の当該年度分の市町村民税の課税額を証する書面

五 当該変更が生じた日の属する年の前年分の所得税の課税者（第一号から第三号まで及び次号に規定する者を除く。） 当該日の属する年の前年分の所得税の課税額を証する書面

六 改正法第一条の規定による所得税法第二条第一項及び第八十四条の規定の改正が行われなかつたものとして当該変更が生じた日の属する年の前年分の所得税の額を計算した場合に所得税が課されないこととなる者のうち、当該日の属する年度の市町村民税の課税者（第一号及び第二号に規定する者を除く。） 当該日の属する年の前年分の所得税（第四号に規定する所得税をいう。）の課税額を証する書面及び当該日の属する年度の市町村民税の課税額を証する書面

一部改正〔昭和六十二年規則五二号・平成六年二四号・七年七〇号・一〇年三七号・六八号・一三年六一号・一七年八二号・二〇年六八号・二二年五四号・二四年四〇号・五七号〕

第二十三条から第二十五条まで 削除
〔平成一八年規則五五号〕

(徴収金等の額の決定等)

第二十六条 知事は、第七条第一項、第九条第三項、第十九条の二第二項及び第二十二条の規定により提出のあつた世帯調書及び課税状況等申告書に基づき療育の給付に関する徴収金又は入所等の措置に関する徴収金の額を決定し、又は変更したときは、徴収金等決定(変更)通知書(別記第四十七号様式)により、療育の給付を受けた児童若しくは措置児童又はこれらの扶養義務者(以下「納入義務者」という。)に通知するものとする。

一部改正〔平成一〇年規則三七号・一三年六一号・一四年四九号・一七年八二号・一八年五五号・二二年五四号・二四年四〇号〕

(徴収金等の徴収)

第二十七条 知事は、療育の給付に関する徴収金又は入所等の措置に関する徴収金を徴収しようとするときは、各月分の療育の給付に関する徴収金又は入所等の措置に関する徴収金の額を翌月の十五日までに、納入通知書により納入義務者に通知するものとする。

一部改正〔平成一〇年規則三七号・一四年四九号・一七年八二号・二〇年二号・三〇年四九号〕

(徴収金の額の変更)

第二十八条 知事は、災害その他やむを得ない理由により納入義務者が徴収金を納入することが困難であると認められるときは、当該徴収金の額を変更することができる。

附 則

(施行規則)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に児童福祉法施行細則(昭和六十二年千葉県規則第五十四号)附則第二項の規定による廃止前の児童福祉法施行細則(昭和二十三年千葉県規則第二十七号)のそれぞれの規定によりなされた決定、届出その他の行為は、この規則中これに相当する決定がある場合には、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

一部改正〔昭和六十二年規則五二号・平成六年二四号・七年七〇号・一〇年三七号・六八号・一三年六一号・一七年八二号・二〇年六八号・二二年五四号・二四年四〇号・五七号〕

第二十三条から第二十五条まで 削除
〔平成一八年規則五五号〕

(徴収金等の額の決定等)

第二十六条 知事は、第七条第一項、第九条第三項、第十九条の二第二項及び第二十二条の規定により提出のあつた世帯調書及び課税状況等申告書に基づき療育の給付に関する徴収金又は入所等の措置に関する徴収金の額を決定し、又は変更したときは、徴収金等決定(変更)通知書(別記第四十七号様式)により、療育の給付を受けた児童若しくは措置児童又はこれらの扶養義務者(以下「納入義務者」という。)に通知するものとする。

一部改正〔平成一〇年規則三七号・一三年六一号・一四年四九号・一七年八二号・一八年五五号・二二年五四号・二四年四〇号〕

(徴収金等の徴収)

第二十七条 知事は、療育の給付に関する徴収金又は入所等の措置に関する徴収金を徴収しようとするときは、各月分の療育の給付に関する徴収金又は入所等の措置に関する徴収金の額を翌月の十五日までに、納入通知書により納入義務者に通知するものとする。

一部改正〔平成一〇年規則三七号・一四年四九号・一七年八二号・二〇年二号・三〇年四九号〕

(徴収金の額の変更)

第二十八条 知事は、災害その他やむを得ない理由により納入義務者が徴収金を納入することが困難であると認められるときは、当該徴収金の額を変更することができる。

附 則

(施行規則)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に児童福祉法施行細則(昭和六十二年千葉県規則第五十四号)附則第二項の規定による廃止前の児童福祉法施行細則(昭和二十三年千葉県規則第二十七号)のそれぞれの規定によりなされた決定、届出その他の行為は、この規則中これに相当する決定がある場合には、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に法第二十九条の規定により携帯するものとして交付された証票は、第十六条の規定により交付したものとみなす。

(入所等の措置に関する徴収金の月額の特例)

4 入所者の扶養義務者から徴収する入所等の措置に関する徴収金の月額は、当分の間、第二十一条第五項の規定にかかわらず、当該入所等の措置に関する徴収金の月額(別表第二に規定する階層区分のうちD₁階層の階層区分に該当する世帯に係る徴収金の月額を除く。)に二分の一を乗じて得た額とする。この場合において、その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

一部改正〔昭和六三年規則五二号・平成二〇年六八号〕

5 前項の規定にかかわらず、別表第二に掲げる各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分がB階層である世帯に属する入所者の扶養義務者から徴収する入所等の措置に関する徴収金の月額は、当分の間、〇円とする。

追加〔昭和六三年規則五二号〕

6 入所者から徴収する入所等の措置に関する徴収金の月額は、当分の間、第二十一条第五項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した徴収金の月額が重症心身障害児施設にあつては九万円を超えるときは九万円と、重症心身障害児施設以外の施設にあつては五万円を超えるときは五万円とする。

一部改正〔昭和六三年規則五二号・平成七年七〇号・八年四四号・二〇年六八号〕

7 当分の間、第二十一条第九項の規定の適用については同項中「前各項」とあるのは「前各項、附則第四項及び附則第五項」と、同条第十項の規定の適用については同項中「第一項から第八項まで」とあるのは「第一項から第八項まで並びに附則第四項及び附則第五項」と、同条第十一項の規定の適用については同項中「前各項」とあるのは「前各項及び附則第四項から附則第六項まで」と、同条第十二項の規定の適用については同項中「第一項及び第五項から第十項まで」とあるのは「第一項、第五項から第十項まで及び附則第四項から附則第六項まで」とする。

一部改正〔昭和六三年規則五二号・平成二〇年二号・六八号〕

(平成十年度における世帯調書等及びその提出期日の特例)

8 平成十年度における第九条第一項第二号及び第三号、第二十二條第一項、第二項及び第四項、別表第二の備考の三及び五並びに別表第三の備考の一の規定の適用については、第九条第一項第二号及び第三号並びに第二十二條第一項中「六月」とあるのは「七月」と、同条第二項中「六月末日」とあるの

3 この規則の施行の際現に法第二十九条の規定により携帯するものとして交付された証票は、第十六条の規定により交付したものとみなす。

(入所等の措置に関する徴収金の月額の特例)

4 入所者の扶養義務者から徴収する入所等の措置に関する徴収金の月額は、当分の間、第二十一条第五項の規定にかかわらず、当該入所等の措置に関する徴収金の月額(別表第二に規定する階層区分のうちD₁階層の階層区分に該当する世帯に係る徴収金の月額を除く。)に二分の一を乗じて得た額とする。この場合において、その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

一部改正〔昭和六三年規則五二号・平成二〇年六八号〕

5 前項の規定にかかわらず、別表第二に掲げる各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分がB階層である世帯に属する入所者の扶養義務者から徴収する入所等の措置に関する徴収金の月額は、当分の間、〇円とする。

追加〔昭和六三年規則五二号〕

6 入所者から徴収する入所等の措置に関する徴収金の月額は、当分の間、第二十一条第五項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した徴収金の月額が重症心身障害児施設にあつては九万円を超えるときは九万円と、重症心身障害児施設以外の施設にあつては五万円を超えるときは五万円とする。

一部改正〔昭和六三年規則五二号・平成七年七〇号・八年四四号・二〇年六八号〕

7 当分の間、第二十一条第九項の規定の適用については同項中「前各項」とあるのは「前各項、附則第四項及び附則第五項」と、同条第十項の規定の適用については同項中「第一項から第八項まで」とあるのは「第一項から第八項まで並びに附則第四項及び附則第五項」と、同条第十一項の規定の適用については同項中「前各項」とあるのは「前各項及び附則第四項から附則第六項まで」と、同条第十二項の規定の適用については同項中「第一項及び第五項から第十項まで」とあるのは「第一項、第五項から第十項まで及び附則第四項から附則第六項まで」とする。

一部改正〔昭和六三年規則五二号・平成二〇年二号・六八号〕

(平成十年度における世帯調書等及びその提出期日の特例)

8 平成十年度における第九条第一項第二号及び第三号、第二十二條第一項、第二項及び第四項、別表第二の備考の三及び五並びに別表第三の備考の一の規定の適用については、第九条第一項第二号及び第三号並びに第二十二條第一項中「六月」とあるのは「七月」と、同条第二項中「六月末日」とあるの

は「七月末日」と、「七月一日」とあるのは「八月一日」と、「五月末日」とあるのは「六月末日」と、同条第四項中「五月」とあるのは「六月」と、別表第二の備考の三及び五中「六月」とあるのは「七月」と、「五月」とあるのは「六月」と、別表第三の備考の一中「六月分」とあるのは「七月分」とする。

全部改正〔平成一〇年規則六八号〕

附 則（昭和六十三年三月二十二日規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十三年三月三十一日規則第二十一号）

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十三年四月三十日規則第四十三号）

この規則は、昭和六十三年五月一日から施行する。

附 則（昭和六十三年六月三十日規則第五十二号）

この規則は、昭和六十三年七月一日から施行する。

附 則（平成三年三月二十九日規則第二十四号）

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成四年三月二十六日規則第二十八号）

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成五年六月三十日規則第六十三号）

この規則は、平成五年七月一日から施行する。

附 則（平成六年四月一日規則第二十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年七月三十一日規則第七十号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第六項及び別表第一B階層の項の改正規定並びに附則第三項の規定は、平成七年八月一日から施行する。

（適用）

2 改正後の児童福祉法に基づく育成医療等の給付、助産施設等への入所の措置等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）附則第八項の規定は平成七年四月一日から、改正後の規則別表第二の規定は同年七月一日から適用する。

（経過措置）

3 改正後の規則附則第六項及び別表第一B階層の項の規定は、平成七年八月

は「七月末日」と、「七月一日」とあるのは「八月一日」と、「五月末日」とあるのは「六月末日」と、同条第四項中「五月」とあるのは「六月」と、別表第二の備考の三及び五中「六月」とあるのは「七月」と、「五月」とあるのは「六月」と、別表第三の備考の一中「六月分」とあるのは「七月分」とする。

全部改正〔平成一〇年規則六八号〕

附 則（昭和六十三年三月二十二日規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十三年三月三十一日規則第二十一号）

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十三年四月三十日規則第四十三号）

この規則は、昭和六十三年五月一日から施行する。

附 則（昭和六十三年六月三十日規則第五十二号）

この規則は、昭和六十三年七月一日から施行する。

附 則（平成三年三月二十九日規則第二十四号）

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成四年三月二十六日規則第二十八号）

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成五年六月三十日規則第六十三号）

この規則は、平成五年七月一日から施行する。

附 則（平成六年四月一日規則第二十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年七月三十一日規則第七十号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第六項及び別表第一B階層の項の改正規定並びに附則第三項の規定は、平成七年八月一日から施行する。

（適用）

2 改正後の児童福祉法に基づく育成医療等の給付、助産施設等への入所の措置等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）附則第八項の規定は平成七年四月一日から、改正後の規則別表第二の規定は同年七月一日から適用する。

（経過措置）

3 改正後の規則附則第六項及び別表第一B階層の項の規定は、平成七年八月

一日以後に行われる入所等の措置又は育成医療の給付、補装具の交付等若しくは療育の給付の申請に係る徴収金の決定について適用し、同日前に行われる入所等の措置又は育成医療の給付、補装具の交付等若しくは療育の給付の申請に係る徴収金の決定については、なお従前の例による。

4 改正後の規則別表第二の規定は、平成七年七月一日以後に行われる入所の措置に係る徴収金の決定について適用し、同日前に行われる入所の措置に係る徴収金の決定については、なお従前の例による。

5 前項の規定にかかわらず、平成七年七月一日から同月三十一日までの間に行われる入所の措置に係る徴収金の月額、改正後の規則別表第二の規定により決定される徴収金の月額が改正前の児童福祉法に基づく育成医療等の給付、助産施設等への入所の措置等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）別表第二の規定により決定される徴収金の月額を超える場合は、当該徴収金の月額とする。

6 改正前の規則に基づき作成した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成八年六月二十八日規則第四十四号）

この規則は、平成八年七月一日から施行する。

附 則（平成十年四月一日規則第三十七号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の児童福祉法に基づく育成医療等の給付、助産施設等への入所の措置等に関する規則に基づき作成した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十年六月三十日規則第六十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年三月三十日規則第二十五号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年十二月二十八日規則第八十九号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用するこ

一日以後に行われる入所等の措置又は育成医療の給付、補装具の交付等若しくは療育の給付の申請に係る徴収金の決定について適用し、同日前に行われる入所等の措置又は育成医療の給付、補装具の交付等若しくは療育の給付の申請に係る徴収金の決定については、なお従前の例による。

4 改正後の規則別表第二の規定は、平成七年七月一日以後に行われる入所の措置に係る徴収金の決定について適用し、同日前に行われる入所の措置に係る徴収金の決定については、なお従前の例による。

5 前項の規定にかかわらず、平成七年七月一日から同月三十一日までの間に行われる入所の措置に係る徴収金の月額、改正後の規則別表第二の規定により決定される徴収金の月額が改正前の児童福祉法に基づく育成医療等の給付、助産施設等への入所の措置等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）別表第二の規定により決定される徴収金の月額を超える場合は、当該徴収金の月額とする。

6 改正前の規則に基づき作成した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成八年六月二十八日規則第四十四号）

この規則は、平成八年七月一日から施行する。

附 則（平成十年四月一日規則第三十七号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の児童福祉法に基づく育成医療等の給付、助産施設等への入所の措置等に関する規則に基づき作成した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十年六月三十日規則第六十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年三月三十日規則第二十五号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年十二月二十八日規則第八十九号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用するこ

とができる。

附 則 (平成十二年三月三十一日規則第百九号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の児童福祉法に基づき育成医療等の給付、助産施設等への入所の措置等に関する規則第二十三条の規定により定められた補装具の交付等に係る自己負担金の月額の変更については、なお従前の例による。

附 則 (平成十三年一月五日規則第三号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成十三年三月三十日規則第六十一号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成十四年四月一日規則第四十九号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に改正前の児童福祉法に基づき育成医療等の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行の日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成十五年三月三十一日規則第五十二号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に改正前の児童福祉法に基づき育成医療等の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行の日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成十六年四月一日規則第七十四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十七年二月八日規則第七号)

この規則は、公布の日から施行する。

とができる。

附 則 (平成十二年三月三十一日規則第百九号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の児童福祉法に基づき育成医療等の給付、助産施設等への入所の措置等に関する規則第二十三条の規定により定められた補装具の交付等に係る自己負担金の月額の変更については、なお従前の例による。

附 則 (平成十三年一月五日規則第三号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成十三年三月三十日規則第六十一号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成十四年四月一日規則第四十九号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に改正前の児童福祉法に基づき育成医療等の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行の日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成十五年三月三十一日規則第五十二号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に改正前の児童福祉法に基づき育成医療等の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行の日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成十六年四月一日規則第七十四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十七年二月八日規則第七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十七年四月一日規則第八十二号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十八年三月三十一日規則第五十五号)
この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成十九年三月三十日規則第三十号)
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第九条第三項第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十年二月一日規則第二号)
(施行期日等)
1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則第二十一条第九項の規定は、平成十八年十月一日から適用する。

(経過措置)
2 この規則の施行の日前に、改正前の児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行の日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成二十年三月三十一日規則第三十四号)
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十年八月二十九日規則第六十八号)
(施行期日)
1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十一条第二項の改正規定並びに別表第一D階層の項世帯の階層区分の欄の改正規定、同表の備考の改正規定、別表第二D階層の項の改正規定及び同表の備考の改正規定並びに附則第三項の規定 平成二十年九月一日
二 前号に掲げる規定以外の規定 公布の日
(適用)
2 この規則(第七条第一項の改正規定(「、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八号)」を削る部分を除く。)、第九条第三項の改正規定、第二十一条の改正規定(同条第二項の改正規定を除く。))及び第二十二条の改正規定、附則の改正規定並びに別表第一A階層の項世帯の階層区分の欄の改正規

附 則 (平成十七年四月一日規則第八十二号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十八年三月三十一日規則第五十五号)
この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成十九年三月三十日規則第三十号)
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第九条第三項第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十年二月一日規則第二号)
(施行期日等)
1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則第二十一条第九項の規定は、平成十八年十月一日から適用する。

(経過措置)
2 この規則の施行の日前に、改正前の児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行の日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成二十年三月三十一日規則第三十四号)
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十年八月二十九日規則第六十八号)
(施行期日)
1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十一条第二項の改正規定並びに別表第一D階層の項世帯の階層区分の欄の改正規定、同表の備考の改正規定、別表第二D階層の項の改正規定及び同表の備考の改正規定並びに附則第三項の規定 平成二十年九月一日
二 前号に掲げる規定以外の規定 公布の日
(適用)
2 この規則(第七条第一項の改正規定(「、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八号)」を削る部分を除く。))、第九条第三項の改正規定、第二十一条の改正規定(同条第二項の改正規定を除く。))及び第二十二条の改正規定、附則の改正規定並びに別表第一A階層の項世帯の階層区分の欄の改正規

定、別表第二中「第四項」を「第五項」に改める改正規定、同表第二A階層の項の改正規定、別表第三中「第二十一条第四項」を「第二十一条第五項」に改める改正規定及び同表第三Iの項対象収入等による階層区分の改正規定に限る。)による改正後の児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

3 この規則(別表第一D階層の項世帯の階層区分の欄の改正規定(「二、二六〇、〇〇〇円」を「二、三〇三、九〇〇円」に、「二、二六〇、〇〇一円」を「二、三〇三、九〇一円」に、「三、〇〇〇、〇〇〇円」を「三、一一七、〇〇〇円」に、「三、〇〇〇、〇〇一円」を「三、一一七、〇〇一円」に、「三、九六〇、〇〇〇円」を「四、一七三、〇〇〇円」に、「三、九六〇、〇〇一円」を「四、一七三、〇〇一円」に改める部分に限る。)及び別表第一D階層の項の改正規定(「二、二六〇、〇〇〇円」を「二、三〇三、〇〇〇円」に、「二、二六〇、〇〇一円」を「二、三〇三、〇〇一円」に、「三、〇〇〇、〇〇〇円」を「三、一一七、〇〇〇円」に、「三、〇〇〇、〇〇一円」を「三、一一七、〇〇一円」に、「三、九六〇、〇〇〇円」を「四、一七三、〇〇〇円」に、「三、九六〇、〇〇一円」を「四、一七三、〇〇一円」に、「五、〇三〇、〇〇〇円」を「五、三三四、〇〇〇円」に、「五、〇三〇、〇〇一円」を「五、三三四、〇〇一円」に、「六、二七〇、〇〇〇円」を「六、六七四、〇〇〇円」に、「六、二七〇、〇〇一円」を「六、六七四、〇〇一円」に改める部分に限る。)による改正後の児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則の規定は、平成二十年七月一日から適用する。

附 則 (平成二十一年三月三十一日規則第二十九号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十二条第二項、第十三条及び第十八条の改正規定、第二十一条第十項の改正規定(「里親」を「小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親」に改める部分に限る。)並びに別記第十六号様式(その2)及び第四十七号様式の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

(適用)

2 この規則(第二十一条第十項の改正規定(「障害児施設給付費」の下に「又は障害者自立支援法第六条に規定する介護給付費若しくは特例介護給付費(同法第五条第七項に規定する児童デイサービスに係るものに限る。)」を加える部分に限る。)による改正後の児童福祉法に基づく療育の給付、助産

定、別表第二中「第四項」を「第五項」に改める改正規定、同表第二A階層の項の改正規定、別表第三中「第二十一条第四項」を「第二十一条第五項」に改める改正規定及び同表第三Iの項対象収入等による階層区分の改正規定に限る。)による改正後の児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

3 この規則(別表第一D階層の項世帯の階層区分の欄の改正規定(「二、二六〇、〇〇〇円」を「二、三〇三、九〇〇円」に、「二、二六〇、〇〇一円」を「二、三〇三、九〇一円」に、「三、〇〇〇、〇〇〇円」を「三、一一七、〇〇〇円」に、「三、〇〇〇、〇〇一円」を「三、一一七、〇〇一円」に、「三、九六〇、〇〇〇円」を「四、一七三、〇〇〇円」に、「三、九六〇、〇〇一円」を「四、一七三、〇〇一円」に改める部分に限る。)及び別表第一D階層の項の改正規定(「二、二六〇、〇〇〇円」を「二、三〇三、〇〇〇円」に、「二、二六〇、〇〇一円」を「二、三〇三、〇〇一円」に、「三、〇〇〇、〇〇〇円」を「三、一一七、〇〇〇円」に、「三、〇〇〇、〇〇一円」を「三、一一七、〇〇一円」に、「三、九六〇、〇〇〇円」を「四、一七三、〇〇〇円」に、「三、九六〇、〇〇一円」を「四、一七三、〇〇一円」に、「五、〇三〇、〇〇〇円」を「五、三三四、〇〇〇円」に、「五、〇三〇、〇〇一円」を「五、三三四、〇〇一円」に、「六、二七〇、〇〇〇円」を「六、六七四、〇〇〇円」に、「六、二七〇、〇〇一円」を「六、六七四、〇〇一円」に改める部分に限る。)による改正後の児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則の規定は、平成二十年七月一日から適用する。

附 則 (平成二十一年三月三十一日規則第二十九号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十二条第二項、第十三条及び第十八条の改正規定、第二十一条第十項の改正規定(「里親」を「小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親」に改める部分に限る。)並びに別記第十六号様式(その2)及び第四十七号様式の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

(適用)

2 この規則(第二十一条第十項の改正規定(「障害児施設給付費」の下に「又は障害者自立支援法第六条に規定する介護給付費若しくは特例介護給付費(同法第五条第七項に規定する児童デイサービスに係るものに限る。)」を加える部分に限る。)による改正後の児童福祉法に基づく療育の給付、助産

施設における助産の実施等に関する規則の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

附 則（平成二十二年十月二十六日規則第五十四号）

この規則は、平成二十二年十一月一日から施行する。ただし、第七条第一項第五号、第九条第三項第五号、第二十一条第四項及び第二十二条第三項第五号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年三月三十日規則第四十号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前に行われる改正前の児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による入所等の措置に係る徴収金の決定については、改正後の児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の前日に、改正前の規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十四年七月十三日規則第五十七号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年七月一日から施行する。

（適用）

2 この規則（第七条第一項及び第二十二条第三項の改正規定並びに別表第一の備考の改正規定（「所得税法」を「改正法第一条の規定による所得税法第二条第一項及び第八十四条の規定の改正が行われなかつたものとして計算するものとし、同法」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則の規定は、平成二十四年一月一日から適用する。

3 この規則（第二十一条第九項の改正規定に限る。）による改正後の児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

附 則（平成二十五年三月一日規則第十六号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条第六項第三号の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

施設における助産の実施等に関する規則の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

附 則（平成二十二年十月二十六日規則第五十四号）

この規則は、平成二十二年十一月一日から施行する。ただし、第七条第一項第五号、第九条第三項第五号、第二十一条第四項及び第二十二条第三項第五号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年三月三十日規則第四十号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前に行われる改正前の児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による入所等の措置に係る徴収金の決定については、改正後の児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の前日に、改正前の規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十四年七月十三日規則第五十七号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年七月一日から施行する。

（適用）

2 この規則（第七条第一項及び第二十二条第三項の改正規定並びに別表第一の備考の改正規定（「所得税法」を「改正法第一条の規定による所得税法第二条第一項及び第八十四条の規定の改正が行われなかつたものとして計算するものとし、同法」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則の規定は、平成二十四年一月一日から適用する。

3 この規則（第二十一条第九項の改正規定に限る。）による改正後の児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

附 則（平成二十五年三月一日規則第十六号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条第六項第三号の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年九月三十日規則第五十二号)
この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年十二月四日規則第六十六号)
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年六月六日規則第三十号)
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、改正前の児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成三十年七月二十四日規則第四十九号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年十一月一日規則第二十五号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則の規定は、令和元年十月一日から適用する。

別表第一 (第二十条第一項及び第二項)

世帯の階層区分		療育の給付	
		徴収金額 (月額)	加算金額 (月額)
A階層	生活保護法に基づく保護を受けている世帯(単給世帯を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている世帯	0円	0円
B階層	A階層を除き、療育の給付の申請をしようとする日の属する年度分の市町村住民税の非課税者のみの世帯	2,200円	220円
C階層	A階層を除き、療育の給付の申請をしようとする日の属する年度分の市町村	4,500円	450円

附 則 (平成二十六年九月三十日規則第五十二号)
この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年十二月四日規則第六十六号)
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年六月六日規則第三十号)
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、改正前の児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成三十年七月二十四日規則第四十九号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年十一月一日規則第二十五号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則の規定は、令和元年十月一日から適用する。

別表第一 (第二十条第一項及び第二項)

世帯の階層区分		療育の給付	
		徴収金額 (月額)	加算金額 (月額)
A階層	生活保護法に基づく保護を受けている世帯(単給世帯を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている世帯	0円	0円
B階層	A階層を除き、療育の給付の申請をしようとする日の属する年度分の市町村住民税の非課税者のみの世帯	11,200円	1120円
C階層	A階層及びD階層を除き、療育の給付の申請をしようとする日の属する年度分の市町村	4,500円	450円
	C階層の世帯(所得割)		
	均等割の額のみ		
		四、五〇〇円	四五〇円

D階	A階層及びC階層を除き、療育の給付の申請をしようとする日の属する年度分の市町村民税の課税者がいる世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみのも	1 D	3,000円以下	5,800円	580円
		2 D	3,001円から 5,800円まで	6,900円	690円
		3 D	5,801円から 8,700円まで	7,600円	760円
		4 D	8,701円から 13,000円まで	8,500円	850円
		5 D	13,001円から 17,400円まで	9,400円	940円
		6 D	17,401円から 22,400円まで	11,000円	1,100円
		7 D	22,401円から 28,200円まで	12,500円	1,250円
		8 D	28,201円から 58,400円まで	16,200円	1,620円

D階	A階層及びB階層を除き、療育の給付の申請をしようとする日の属する年の前年分の所得税の課税者がいる世帯であつて、その所得税の年額の区分が次の区分の1に該当するもの	2 C	所得割の額がある世帯	5,800円	580円
		1 D	二、四〇〇円以下	六、九〇〇円	六九〇円
		2 D	二、四〇一円から 四、八〇〇円まで	七、六〇〇円	七六〇円
		3 D	四、八〇一円から 八、四〇〇円まで	八、五〇〇円	八五〇円
		4 D	八、四〇一円から 一三、〇〇〇円まで	九、四〇〇円	九四〇円
		5 D	一三、〇〇一円から 一六、一〇〇円まで	一〇、〇〇〇円	一、〇〇〇円
		6 D	一六、一〇一円から 一三、〇〇〇円まで	一〇、五〇〇円	一、〇五〇円
		7 D	一三、〇〇一円から 一六、一〇〇円まで	一〇、一〇〇円	一、〇一〇円
		8 D	一六、一〇一円から	一〇、七〇〇円	一、〇七〇円

9	58,401円 75,000円	18,700円	1,870円
10	75,001円 96,600円	23,100円	2,310円
11	96,601円 121,800円	27,500円	2,750円
12	121,801円 175,500円	35,700円	3,570円
13	175,501円 221,100円	44,000円	4,400円
14	221,101円 380,800円	52,300円	5,230円
15	380,801円 549,000円	80,700円	8,070円
16	549,001円 579,000円	85,000円	8,500円

	100,000円		
9	100,001円 180,000円	111,100円	11,110円
10	180,001円 100,500円	114,500円	11,450円
11	100,501円 190,000円	115,400円	11,540円
12	190,001円 199,500円	116,000円	11,600円
13	199,501円 131,900円	117,300円	11,730円
14	131,901円 1,447,000円	120,400円	12,040円
15	1,447,001円 1,431,000円	125,000円	12,500円
16	1,431,001円 11,311,000円	101,400円	10,140円

20	D	1,041,001円以上	全額	全額に10分の1を乗じて得た額。ただし、その額が17,120円に満たない場合は、17,120円
19	D	849,001円から 1,041,000円まで	143,800円	14,380円
18	D	700,901円から 849,000円まで	122,500円	12,250円
17	D	579,001円から 700,900円まで	102,900円	10,290円

備考

1 世帯の階層区分の欄中「均等割の額」とは地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割（当該所得割を計算する場合においては、未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱（未熟児養育医療費等の国庫負担について（平成26年5月26日付け厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知）の別紙で定める交付要綱をいう。）に定めるところによるものとする。）の額をいう。

19	D	四、一七三、〇〇一円以上	全額	全額に十分の一を乗じて得た額。ただし、その額が一七、一一〇円に満たない場合は、一七、一一〇円
18	D	三、一一七、〇〇一円から 四、一七三、〇〇〇円まで	一四三、八〇〇円	一四、三八〇円
17	D	二、三〇二、九〇一円から 三、一一七、〇〇〇円まで	一一三、五〇〇円	一一、二五〇円

備考

1 世帯の階層区分の欄中「均等割の額」とは地方税法第二百九十二条第1項第一号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは同項第二号に規定する所得割（当該所得割を計算する場合においては、未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱（未熟児養育医療費等の国庫負担について（平成二十六年五月二十六日付け厚生労働省発雇児〇五二六第三号厚生労働事務次官通知）の別紙で定める交付要綱をいう。次号において同じ。）に定めるところによるものとする。）の額をいう。ただし、同法第二百二十三条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。

(削る。)

- 2 徴収金額の欄及び加算金額の欄中「全額」とは、療育の給付を受ける月における当該療育の給付に要する費用について県の支弁すべき額をいう。
- 3 世帯調書の内容に変更が生じた場合にあつては、世帯の階層区分の欄中「療育の給付の申請をしようとする日の属する年度分」とあるのは「世帯調書の内容に変更が生じた日の属する年度分（課税額が判明しない期間にあつては、当該日の属する年度の前年度分とする。）」と読み替えるものとする。

全部改正〔平成一八年規則五五号〕、一部改正〔平成二〇年規則二
号・六八号・二二年五四号・二四年五七号・二六年五二号・三〇年
四九号〕

- 二 世帯の階層区分の欄中「所得税の年額」とは、所得税課税者の課税額（当該課税額を計算する場合においては、未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱に定めるところによるものとする。）の合算額をいう。
- 三 徴収金額の欄及び加算金額の欄中「全額」とは、療育の給付を受ける月における当該療育の給付に要する費用について県の支弁すべき額をいう。
- 四 世帯調書の内容に変更が生じた場合にあつては、世帯の階層区分の欄中「療育の給付の申請をしようとする日の属する年度分」とあるのは「世帯調書の内容に変更が生じた日の属する年度分（課税額が判明しない期間にあつては、当該日の属する年度の前年度分とする。）」と、「療育の給付の申請をしようとする日の属する年の前年分」とあるのは「世帯調書の内容に変更が生じた日の属する年の前年分（課税額が判明しない期間にあつては、前々年分とする。）」と読み替えるものとする。

全部改正〔平成一八年規則五五号〕、一部改正〔平成二〇年規則二
号・六八号・二二年五四号・二四年五七号・二六年五二号・三〇年
四九号〕

別表第二（第二十一条第一項から第三項まで）

(1) 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関以外の施設に係る徴収金額

の表

階層	各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分	徴収金額		
		入所施設 (障害児入所施設及び指定発達支援医療機関を除く。) (月額)	通所施設及び児童自立生活援助事業所(月額)	乳児院(二 月以内の入 所に限る。) (日額)
A	生活保護法に基づく保護を受けている世帯(単給世帯を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する	円	円	円

別表第二（第二十一条第一項から第四項まで）

(新設)

階層	各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分	徴収金額		
		入所施設 (月額)	通所施設及び児童自立生活援助事業所(月額)	乳児院(二 月以内の入 所に限る。) (日額)
A	生活保護法に基づく保護を受けている世帯(単給世帯を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する	円	円	円

D階	A階層及びC階層を 除き、入 所の措置 等に係る 日の属す る年度の 当該年度 の市町村 民税の課 税者がい る世帯で あつて、そ の市町村 民税の所 得割の額	H D	9,000円以下	6,600円	3,300円	1,000円
		H D	9,001円から 27,000円まで	9,000円	4,500円	1,000円
C階	A階層を除き、入所の措置等に係る日の属する年度の当該年度の市町村民税の課税者がいる世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみのも	H D	27,001円から 57,000円まで	13,500円	6,700円	1,000円
		H D				
B階	A階層を除き、入所の措置等に係る日の属する年度の当該年度の市町村民税の非課税者のみの世帯	H D		2,200円	1,100円	0円
		H D				
B階	る法律に基づく支援給付を受けている世帯	H D				
		H D				

D階	A階層及びC階層を 除き、入 所の措置 等に係る 日の属す る年度の 当該年度 の市町村 民税の課 税者がい る世帯	H D	一五、〇〇〇円以下	九、〇〇〇円	四、五〇〇円	一、〇〇〇円
C階	A階層及びD階層を 除き、入 所の措置 等に係る 日の属す る年度の 当該年度 の市町村 民税の課 税者がい る世帯	H D	四〇、〇〇〇円から 所得割の額がある世帯	六、六〇〇円	三、三〇〇円	一、〇〇〇円
B階	A階層を除き、入所の措置等に係る日の属する年度の当該年度の市町村民税の非課税者のみの世帯	H D		二、二〇〇円	一、一〇〇円	〇円
B階	る法律に基づく支援給付を受けている世帯	H D				
D階	A階層及びC階層を 除き、入 所の措置 等に係る 日の属す る年の前 年分の所 得税の課 税者がい る世帯で あつて、そ の所得税 の年額の 区分が次 の区分に	H D	四〇、〇〇一円から 七〇、〇〇〇円まで	一八、七〇〇円	九、三〇〇円	所得税の年 額が六〇、 〇〇〇円以 下である世 帯にあつて は、一、〇〇 〇円、六〇、 〇〇一円以 上である世 帯にあつて

の区分が 次の区分 に該当す るもの					市町村民税 の所得割の 額が、 81,000円以 下である世 帯にあって は1,000円、 81,001円以 上である世 帯にあって は2,000円
	4	57,001円未満 93,000円未満	18,700円	9,300円	
	5	93,001円未満 177,300円未満	29,000円	14,500円	2,000円
	6	177,301円未満 258,100円未満	41,200円	20,600円	2,000円
	7	258,101円未満 348,100円未満	54,200円	27,100円	2,000円
	8	348,101円未満 456,100円未満	68,700円	34,300円	2,000円
	9	456,101円未満 583,200円未満	85,000円	42,500円	2,000円
	D	583,201円未満	102,900円	51,400円	2,000円

該当する もの					211' 00 0円
	4	40' 00 円 から 1' 23 000円 未満	11' 00 円 0円	1' 40 円 0円	11' 00 円 0円
	5	1' 23 00 円 から 4' 03 000円 未満	4' 11 円 0円	1' 10' 40 円 0円	11' 00 円 0円
	6	4' 03 00 円 から 4' 03 000円 未満	4' 11 円 0円	1' 10' 40 円 0円	11' 00 円 0円
	7	4' 03 00 円 から 1' 0' 48 00 0円未満	4' 11 円 0円	1' 10' 40 円 0円	11' 00 円 0円
	8	1' 0' 48 00 円 から 1' 1' 23 00 円 0円未満	4' 11 円 0円	1' 10' 40 円 0円	11' 00 円 0円
	9	1' 1' 23 00 円 から 11' 11 03 00 円 0円未満	1' 01 円 00円	1' 10' 40 円 0円	11' 00 円 0円
	D	11' 11 03 00 円	11' 11 円 00円	1' 10' 40 円 0円	11' 00 円 0円

5	D	14	D	13	D	12	D	11	D	10
	1,426,501円以上	1,225,501円から 1,426,500円まで	1,044,001円から 1,225,500円まで	852,001円から 1,044,000円まで	704,001円から 852,000円まで					704,000円まで
	その月における措置児童に係る措置費の支弁額	191,200円	166,600円	143,800円	122,500円					
	その月における措置児童に係る措置費の支弁額	95,600円	83,300円	71,900円	61,200円					
	その月における措置児童に係る措置費の支弁額	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円					

(2) 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に係る徴収金額の表

各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分		徴収金額(月額)
A階層	生活保護法に基づく保護を受けている世帯(単給世帯を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する	0円

10	D	11	D	12	D	13	D	14	D
	1円から 三、一七三、〇〇〇円まで	1円から 四、一七三、〇〇〇円まで	1円から 四、一七三、〇〇〇円まで	1円から 五、三三四、〇〇〇円まで	1円から 五、三三四、〇〇〇円まで	1円から 六、六七四、〇〇〇円まで	1円から 六、六七四、〇〇〇円以上		
	〇円	一四三、八七九、〇〇〇円	一六六、六八三、三〇〇円	一九一、二九五、六〇〇円	その月における措置児童に係る措置費の支弁額	その月における措置児童に係る措置費の支弁額	その月における措置児童に係る措置費の支弁額		

(新設)

		る法律に基づく支援給付を受けている世帯	
B階層		A階層を除き、入所の措置等に係る日の属する年度の当該年度の市町村民税の非課税者のみの世帯	2,200円
C階層		A階層を除き、入所の措置等に係る日の属する年度の当該年度の市町村民税の課税者がいる世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみのも	4,500円
D階層		A階層及びC階層を除き、入所の措置等に係る日の属する年度の当該年度の市町村民税の課税者がいる世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみのも	12,000円以下
	1	12,001円から30,000円まで	6,600円
	2	30,001円から60,000円まで	9,000円
	3	60,001円から96,000円まで	13,500円
	4	96,001円から189,000円まで	18,700円
	5	189,001円から277,000円まで	29,000円
	6	277,001円から348,000円まで	41,200円
	7	348,001円から465,000円まで	54,200円
	8	465,001円から594,000円まで	68,700円
	9	594,001円から716,000円まで	85,000円
	10	716,001円から864,000円まで	102,900円
11	864,000円まで	122,500円	

に定めるところによるものとする。)の額をいう。ただし、同法第32
3条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の
額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とす
る。

(削る。)

(削る。)

一部改正〔昭和六三年規則五二号・平成七年七〇号・一〇年三七号・
六八号・一一年二五号・一三年六一号・一七年七号・二〇年二号・
六八号・二二年五四号・二四年四〇号・五七号・二六年五二号・三
〇年四九号〕

別記第一号様式から第十四号様式まで 削除
〔平成18年規則55号〕

第十五号様式

(第七条第一項)

一部改正〔平成11年規則89号・14年49号・29年30号〕

第十六号様式

(第七条第一項)

第十六号様式の二

(第七条第一項、第九条第三項及び第二十二條)

追加〔平成18年規則55号〕、一部改正〔平成21年規則29号・29年30
号〕

第十七号様式

(第七条第二項)

一部改正〔平成17年規則82号・20年2号・27年66号〕

第十七号様式の二

(第八条第一項)

四 一月から六月までの間に第九条第三項に規定する申込書を提出した場
合、法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の規定による措置が採ら
れた場合、第十九条の二第一項に規定する申込書を提出した場合又は一
月から五月までの間に世帯調書若しくは課税状況等申告書の内容に変更
があつた場合にあつては、各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分
の欄中「前年分」とあるのは、「前々年分」と読み替えるものとする。

五 各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分の欄中「所得税の年額」
とは、所得税課税者の課税額(当該課税額を計算する場合においては、
児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱に定めるところによるものと
する。)の合算額をいう。

一部改正〔昭和六三年規則五二号・平成七年七〇号・一〇年三七号・
六八号・一一年二五号・一三年六一号・一七年七号・二〇年二号・
六八号・二二年五四号・二四年四〇号・五七号・二六年五二号・三
〇年四九号〕

別記第一号様式から第十四号様式まで 削除
〔平成18年規則55号〕

第十五号様式

(第七条第一項)

一部改正〔平成11年規則89号・14年49号・29年30号〕

第十六号様式

(第七条第一項)

第十六号様式の二

(第七条第一項、第九条第三項及び第二十二條)

追加〔平成18年規則55号〕、一部改正〔平成21年規則29号・29年30
号〕

第十七号様式

(第七条第二項)

一部改正〔平成17年規則82号・20年2号・27年66号〕

第十七号様式の二

(第八条第一項)

追加〔平成18年規則55号〕
第十七号様式の三
(第八条第二項)
追加〔平成18年規則55号〕
第十八号様式
(第九条第一項)
全部改正〔平成13年規則61号〕、一部改正〔平成29年規則30号〕
第十九号様式
(第九条第二項)
追加〔平成13年規則61号〕、一部改正〔平成29年規則30号〕
第二十号様式
(第九条第四項)
一部改正〔平成10年規則37号・13年61号・17年82号・27年66号〕
第二十一号様式
(第九条第四項)
一部改正〔平成10年規則37号・13年61号・17年82号・27年66号〕
第二十二号様式
(第九条第五項)
全部改正〔平成13年規則61号〕、一部改正〔平成17年規則82号・27年66号〕
第二十三号様式
(第十条第一項)
一部改正〔平成10年規則37号・13年61号〕
第二十四号様式
(第十条第二項)
一部改正〔平成10年規則37号〕
第二十五号様式
(第十一条第一項から第三項まで)
一部改正〔平成6年規則24号・16年74号・17年82号・20年2号・27年66号〕
第二十六号様式
(第十二条第一項)
全部改正〔平成6年規則24号〕、一部改正〔平成17年規則82号・24年40号・27年66号〕

追加〔平成18年規則55号〕
第十七号様式の三
(第八条第二項)
追加〔平成18年規則55号〕
第十八号様式
(第九条第一項)
全部改正〔平成13年規則61号〕、一部改正〔平成29年規則30号〕
第十九号様式
(第九条第二項)
追加〔平成13年規則61号〕、一部改正〔平成29年規則30号〕
第二十号様式
(第九条第四項)
一部改正〔平成10年規則37号・13年61号・17年82号・27年66号〕
第二十一号様式
(第九条第四項)
一部改正〔平成10年規則37号・13年61号・17年82号・27年66号〕
第二十二号様式
(第九条第五項)
全部改正〔平成13年規則61号〕、一部改正〔平成17年規則82号・27年66号〕
第二十三号様式
(第十条第一項)
一部改正〔平成10年規則37号・13年61号〕
第二十四号様式
(第十条第二項)
一部改正〔平成10年規則37号〕
第二十五号様式
(第十一条第一項から第三項まで)
一部改正〔平成6年規則24号・16年74号・17年82号・20年2号・27年66号〕
第二十六号様式
(第十二条第一項)
全部改正〔平成6年規則24号〕、一部改正〔平成17年規則82号・24年40号・27年66号〕

第二十七号様式
(第十二条第二項)
全部改正〔平成6年規則24号〕、一部改正〔平成17年規則82号・24年40号・27年66号〕

第二十八号様式
(第十二条第二項)
全部改正〔平成6年規則24号〕、一部改正〔平成17年規則82号・24年40号・27年66号〕

第二十九号様式
(第十三条第一項)
全部改正〔平成20年規則34号〕、一部改正〔平成24年規則40号・29年30号〕

第三十号様式
(第十三条第二項)
全部改正〔平成20年規則34号〕、一部改正〔平成29年規則30号〕

第三十一号様式から第三十四号様式まで 削除
削除〔平成20年規則34号〕

第三十五号様式
(第十四条)
一部改正〔平成11年規則89号・17年82号〕
第三十六号様式から第三十九号様式まで
削除〔平成17年規則82号〕

第四十号様式
(第十六条)
全部改正〔平成20年規則34号〕、一部改正〔平成25年規則16号〕

第四十一号様式
(第十七条第一項)
一部改正〔平成6年規則24号・11年89号・30年49号〕

第四十二号様式
(第十七条第二項)
一部改正〔平成11年規則89号・30年49号〕

第四十三号様式
(第十八条)
全部改正〔平成6年規則24号〕、一部改正〔平成10年規則37号・17

第二十七号様式
(第十二条第二項)
全部改正〔平成6年規則24号〕、一部改正〔平成17年規則82号・24年40号・27年66号〕

第二十八号様式
(第十二条第二項)
全部改正〔平成6年規則24号〕、一部改正〔平成17年規則82号・24年40号・27年66号〕

第二十九号様式
(第十三条第一項)
全部改正〔平成20年規則34号〕、一部改正〔平成24年規則40号・29年30号〕

第三十号様式
(第十三条第二項)
全部改正〔平成20年規則34号〕、一部改正〔平成29年規則30号〕

第三十一号様式から第三十四号様式まで 削除
削除〔平成20年規則34号〕

第三十五号様式
(第十四条)
一部改正〔平成11年規則89号・17年82号〕
第三十六号様式から第三十九号様式まで
削除〔平成17年規則82号〕

第四十号様式
(第十六条)
全部改正〔平成20年規則34号〕、一部改正〔平成25年規則16号〕

第四十一号様式
(第十七条第一項)
一部改正〔平成6年規則24号・11年89号・30年49号〕

第四十二号様式
(第十七条第二項)
一部改正〔平成11年規則89号・30年49号〕

第四十三号様式
(第十八条)
全部改正〔平成6年規則24号〕、一部改正〔平成10年規則37号・17

<p>年82号・24年40号・27年66号]</p> <p>第四十四号様式 (第十九条) 全部改正〔平成6年規則24号〕、一部改正〔平成17年規則82号・27年66号〕</p> <p>第四十四号様式の二 (第十九条の二第二項) 追加〔平成22年規則54号〕、一部改正〔平成29年規則30号〕</p> <p>第四十四号様式の三 (第十九条の二第二項及び第二十二條第四項) 追加〔平成22年規則54号〕</p> <p>第四十五号様式 削除 削除〔平成24年規則40号〕</p> <p>第四十六号様式 削除 削除〔平成18年規則55号〕</p> <p>第四十七号様式 (第二十六条) 一部改正〔平成10年規則37号・13年61号・14年49号・17年82号・18年55号・20年2号・21年29号・27年66号〕</p>	<p>年82号・24年40号・27年66号]</p> <p>第四十四号様式 (第十九条) 全部改正〔平成6年規則24号〕、一部改正〔平成17年規則82号・27年66号〕</p> <p>第四十四号様式の二 (第十九条の二第二項) 追加〔平成22年規則54号〕、一部改正〔平成29年規則30号〕</p> <p>第四十四号様式の三 (第十九条の二第二項及び第二十二條第四項) 追加〔平成22年規則54号〕</p> <p>第四十五号様式 削除 削除〔平成24年規則40号〕</p> <p>第四十六号様式 削除 削除〔平成18年規則55号〕</p> <p>第四十七号様式 (第二十六条) 一部改正〔平成10年規則37号・13年61号・14年49号・17年82号・18年55号・20年2号・21年29号・27年66号〕</p>
---	---